秘密保持契約書（雛型）（甲のみ開示用）

学校法人学習院 学習院大学（以下「甲」という。）と（相　手　の　名　称）（以下「乙」という。）とは、第１条に規定する事項について甲が開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、以下の事項に関する秘密情報の取扱いを対象とする。

　甲に属する情報の開示者：（学部学科　役職　氏名）

　情報を開示する目的　　：面談等の種類（学術相談、共同研究事前協議、等）

　　　　　　　　　　　　面談等の具体（○○の解釈に関する専門指導、

　　　　　　　　　　　　　××の評価に関する情報提供、等）

（秘密情報）

第２条　本契約における「秘密情報」とは、第１条で規定した事項において、甲が乙に秘密である旨を表示して口頭、書面、電子データを格納した電子媒体等の有体物及び電子メールにより開示した全ての情報及び資料を指す。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

一　乙が甲から秘密情報の提供又は開示を受けた際、既に乙が自己保有していたことを証明できる情報

二　乙が甲から秘密情報の提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

三　乙が甲から提供又は開示を受けた後、乙の自己の責によらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報

五　秘密情報によることなく乙が独自に開発・取得したことを証明できる情報

六　甲が書面により事前に秘密情報から除外することに同意した情報

七　法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

３　乙は、甲から開示された秘密情報を秘密として保持し、甲が書面により事前承諾した場合を除き、甲が開示した秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

４　乙は、甲が書面により事前承諾した場合を除き、甲が開示した秘密情報を第１条で規定した目的以外に用いてはならない。

５　乙は、甲が書面により事前承諾した場合を除き、甲が開示した秘密情報を複製又は改変してはならないものとする。

６　乙は、甲が開示した秘密情報の全部又は一部の返還又は破棄を要請した場合は、甲の要請から１０日以内に返還または破棄するものとし、その旨を書面により甲に通知するものとする。

（知的財産権）

第３条　乙は、甲が開示した秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、著作物又はその他の創作等をなしたときは、出願前にその内容を甲に通知し、当該の知的財産権の権利の帰属及び取扱い等を甲乙で協議するものとする。

（非保証）

第４条　甲は、甲が開示した秘密情報に瑕疵があった場合、若しくは乙が秘密情報を使用すること又は使用できないことにより損害が発生した場合でも、瑕疵担保責任及び損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（管轄）

第５条　甲及び乙は、本契約に関連して生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

（有効期間）

第６条　本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できるものとする。ただし、第２条（秘密情報）、第３条（知的財産権）、第４条（非保証）、第５条（管轄）の規定については、本契約終了後も、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効とする。

（協議）

第７条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に疑義を生じたときは，甲乙別途協議の上互いに誠意をもって解決するものとする。

本契約締結の証として契約書正本２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ１通ずつを保管するものとする。

○○○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　 甲　東京都豊島区目白一丁目５番１号

　　　　　　　　　　　　　　 学校法人学習院　学習院大学

　　　　　　　　　　　　　　 学　長 　　　 ○　○　○　○

乙　（住所）

（会社等名称）

（役職　氏名）